

## 第二種特別加入（一人親方等）に係る令和6年度年度更新手続きについて

静岡労働局総務部労働保険徴収課事務組合係

TEL：054-254-6437（担当直通）

第二種特別加入者（一人親方等）の年度更新については、次の事項に注意して労働保険料申告書（以下、申告書）を作成し、**7月10日までに申告納付し、関係書類を提出**して下さい。

なお、申告書は、年度更新時に発送される予定です。ご承知おき下さい。

## 1 第二種特別加入者の年度更新手続きについて

「申告書」のほか、「**第2種特別加入保険料申告内訳書（以下、申告内訳書）**」と「**第2種 保険料算定基礎内訳名簿（以下、内訳名簿）**」を提出しなければなりません。また、**特例計算対象者がいる場合は「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」**もあわせて提出しなければなりません。

「申告内訳書」と「内訳名簿」は、労働局用・監督署用の2部を、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」は労働局用の1部を、労働局又は所轄労働基準監督署に提出してください。

但し、労働保険事務組合（労働保険番号の基幹番号90万台）については、労働局用は静岡労働局総務部労働保険徴収課事務組合係へ、監督署用は所轄労働基準監督署へそれぞれ提出をお願いします。

## 2 「内訳名簿」の記入要領

**※用紙は静岡労働局ホームページよりダウンロードしてご利用下さい**（別紙ダウンロード方法をご参照ください）。

イ この名簿は、令和5年度中に特別加入者であった者を確認するためのものですから、特別加入者氏名欄に特別加入者であった者全員（年度途中で脱退又は新規加入した者“特例計算対象者”を含む）の氏名を整理番号順に記入します。また、令和6年4月1日から申告書提出時まで新たに特別加入者となった者がある場合は、その後続けて記入します。この場合、区分欄は「**新**」となります。

なお、新たに特別加入者となった者、及び特別加入を脱退する者がいるときは、その都度「特別加入に関する変更届」を所轄労働基準監督署へ提出することになります（申告書の提出期限とお間違えないようにしてください）。

ロ 事業又は作業の種類番号は別紙「第2種特別加入保険料率表」により記入します。（法改正により昨年と事業又は作業の種類番号に一部変更がありますので、必ずご確認ください。）

ハ 整理番号は各加入団体で特別加入者に振り出した番号順に記入します。なお、既に脱退等により、欠番になっている番号は再使用しないで下さい。

## 二 令和 5 年度確定内訳の記入について

- ① 欄 給付基礎日額・・・令和 5 年度中に承認された日額
- ② 欄 保険料算定基礎額・・・特例計算の対象者以外の者については、①の額に応じた別添「特別加入保険料月割算定基礎額早見表」に掲げる額。特例計算対象者については、④の1月分保険料算定基礎額に⑤の加入月数を乗じた額。
- ③ 欄 加入脱退年月日・・・年度途中での、加入者の加入承認年月日または、脱退者の脱退年月日を記入し、加入のときは「加」を、脱退のときは「脱」を選択してください。
- ④ 欄 1月分保険料算定基礎額・・・別添「特別加入保険料月割算定基礎額早見表」に掲げる特例による1 / 1 2の額
- ⑤ 欄 加入月数・・・令和年度における加入期間（③の加入脱退年月日の属する月を含む）

ホ 区分欄及び令和 6 年度概算内訳欄には、前年度から引続き特別加入する者について、令和 6 年度に希望する給付基礎日額を⑥欄に、⑥の給付基礎日額に応じた別添「特別加入保険料月割算定基礎額早見表」に掲げる額を⑦欄に記入します。

この場合区分欄は、

- (1) 日額を変更しないときは・・・**継**
- (2) 日額を変更するときは・・・**変**
- (3) 令和 5 年度限りで脱退するとき（年度途中で脱退したものを含む）  
・・・**脱** を選択してください。

なお、「変」の場合は必ず「給付基礎日額変更申請書」を3月4日～29日（3月29日必着）の間、もしくは、6月3日～7月10日までに所轄の労働基準監督署へ提出してください（詳しくは「給付基礎日額の変更手続きについて」参照）。**第1種、第3種とは異なり、内訳名簿のみでは日額変更できませんのでご注意ください。**

また、内訳名簿のみでは加入・脱退はできません。新たに特別加入した者や、脱退した者についてはその都度、所轄労働基準監督署へ「特別加入に関する変更届」を提出して下さい（年度末での脱退や、年度当初の加入の場合も「変更届」が必要です）。

\*給付基礎日額の選択にあたっては、当該特別加入者の具体的事情（収入等）を考慮したうえで申請していただき、労働局長が承認します。承認にあたり労働局長は、必要により特別加入者の所得が確認できる書類等の提出を求めることがあります。

## 3 「申告内訳書」の記入要領

**※用紙は静岡労働局ホームページよりダウンロードしてご利用下さい**（別紙ダウンロード方法をご参照ください）。

この内訳書は、「保険料算定基礎内訳名簿」の総括をする書類です。

- イ 記入例③欄と⑤欄の特別加入者数欄は、「内訳名簿」の保険料算定基礎額別に集計して記入しますが、特例計算対象者については①欄の下の方にある「特例計算対象者」の行に年度途中での脱退者と新規加入者の合計を分けて記入します。
- ロ ④欄の保険料算定基礎額計には、特例計算対象者以外のものについては②欄の保険料算定基礎額に③欄の特別加入者数を乗じた額を記入します。⑥欄も同様に、②欄の額に⑤欄の人数を乗じた額を記入します。特例計算対象者については、「内訳名簿」から脱退者と新規加入者の保険料算定基礎額の合計を計算して④欄と⑥欄に記入し

ます。

ハ ③欄の合計を㉑欄に、④欄の合計を㉒欄に、⑤欄の合計を㉓欄に、⑥の合計を㉔欄にそれぞれ記入します。合計には、特例計算対象者も算入してください。㉑欄の人数を「保険料申告書」の④欄へ転記します。

ニ ㉒、㉔欄の額を、千円未満を切り捨てて、それぞれ㉕、㉖欄に記入します。

ホ ㉗、㉘欄の保険料率は、業種番号に応じた料率を記入します。

なお、令和6年度から一部の業種において料率の改定がありますのでご注意ください。

ハ ㉕の額に㉗の保険料率を乗じた額を㉙に、㉖の額に㉘の保険料率を乗じた額を㉚に記入します。㉙、㉚の保険料額欄の額を「保険料申告書」の⑩、⑭欄へ各々転記します。

(※) 年度の途中で加入し、同じ年度で脱退された方の人数・保険料は申告内訳書の特例計算対象者の「脱退」に計上してください。

なお、不足書類及び必要な書式については、労働局又は最寄りの監督署へお問い合わせ下さい。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789 第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR帳への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

下記のとおり申告します。

種別 32700 ※修正項目番号 ※入力設定コード

都道府県所管管轄 基幹番号 枝番号 2210260XXXX-000

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 771 特2

年 月 日

あて先 〒420-8639

静岡市葵区追手町9-50

静岡地方合同庁舎3階

静岡労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(△)の所で折り曲げてください。)

Table with 4 columns: ⑦区分, ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額, ⑨保険料・一般拠出金率, ⑩確定保険料・一般拠出金額. Rows include 労働保険料, 労働保険分, 雇用保険分, 一般拠出金.

(注2)(注1) 右欄による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(注2)は延納できません。

Table with 4 columns: ⑪区分, ⑫保険料算定基礎額の見込額, ⑬保険料率, ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬). Rows include 労働保険料, 労働保険分, 雇用保険分.

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑰延納の申請 納付回数

Table with 2 main columns: ⑮申告済概算保険料額 (400,000), ⑱申告済概算保険料額. Includes ⑳差引額 and ㉑増加概算保険料額.

Table with 7 columns: ㉒第1期初額は, ㉓第2期, ㉔第3期, ㉕今期労働保険料, ㉖一般拠出金, ㉗今期納付額. Includes ㉘労働関係成立年月日 and ㉙事業又は作業の種類 (建築の事業).

Table with 2 columns: ㉚加入している労働保険 (労働保険, 特掲事業), ㉛事業 (所在地, 名称).

Table with 2 columns: ㉜郵便番号 (420-XXXX), ㉝電話番号 (054) 254-XXXX. Includes ㉞住所 (静岡市葵区追手町△△), ㉟名称 (一人親方△△組合), ㊱氏名 (組合長 静岡 太郎).

Table with 4 columns: 社会保険 労働士 記載欄, 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示, 氏名, 電話番号.

## 第2種特別加入保険料申告内訳書

(一人親方等)

業種番号 特・2

令和 5 年度確定

令和 6 年度概算

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基 幹 番 号				枝 番 号			
	2 2	1	02	6	0	×	×	×	×	0	0

① 給付基礎日額	② 保険料算定基礎額	令和 5 年度確定保険料		令和 6 年度概算保険料	
		③ 特別加入者数 人	④(②×③) 保険料算定基礎額計 円	⑤ 特別加入者数 人	⑥(②×⑤) 保険料算定基礎額計 円
25,000円	9,125,000円				
24,000円	8,760,000円				
22,000円	8,030,000円				
20,000円	7,300,000円				
18,000円	6,570,000円				
16,000円	5,840,000円	1	5,840,000	2	11,680,000
14,000円	5,110,000円	1	5,110,000	1	5,110,000
12,000円	4,380,000円	1	4,380,000	1	4,380,000
10,000円	3,650,000円				
9,000円	3,285,000円				
8,000円	2,920,000円				
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円				
5,000円	1,825,000円				
4,000円	1,460,000円				
3,500円	1,277,500円				
特例計算対象者	脱 退	1	3,832,506		
特例計算対象者	新 規	1	2,129,169		
合 計		④ 5 人	④ 21,291,675 円	⑤ 4 人	⑤ 21,170,000 円
保険料算定基礎額総計		④	21,291 千円	⑤	21,170 千円
第2種特別加入保険料率		④	18 / 1,000	⑤	17 / 1,000
保 險 料 額		④(④×⑤)	383,238	⑤(⑤×⑥)	359,890

(郵便番号 420 - ××××)  
電話( 054 ) 254 - ××××

令和 6 年 6 月 3 日

加入団体

住所 静岡市葵区追手町△△

静岡労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

代表者名印

名称 一人親方△△組合  
組合長

代表者氏名 静岡 龍一

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

記入例

労働保険  
事務組合の 所在地  
名称  
代表者氏名(郵便番号 - )  
電話( ) -

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)



## 第2種 保険料算定基礎内訳名簿 (一人親方等・特定作業従事者)

1	枚のうち	1	枚
事業又は作業の種類番号		特	2

整理番号	特別加入者の氏名	令和 5 年度 確定 内訳		年度中途加入及び脱退者 (特例対象者) ④×⑤を②へ転記			区 分	令和 6 年度 概算 内訳	
		①給付基礎日額	②保険料算定基礎額	③加入脱退年月日	④1月分保険料算定基礎額	⑤加入月数		⑥給付基礎日額	⑦保険料算定基礎額
1	〇〇 〇〇	16,000 円	5,840,000 円	・ ・ ・	円	/ 12	・ 継 ・ ・	16,000 円	5,840,000 円
2	×× ××	14,000 円	5,110,000 円	・ ・ ・	円	/ 12	・ 変 ・	16,000 円	5,840,000 円
3	△△ △△	12,000 円	4,380,000 円	・ ・ ・	円	/ 12	・ ・ ・ 脱	円	円
4	〇〇 ××	14,000 円	3,832,506 円	4 ・ 12 ・ 8 ・ 脱	425,834 円	9 / 12	・ ・ ・ 脱	円	円
5	×× △△	10,000 円	2,129,169 円	4 ・ 9 ・ 1 加 ・	304,167 円	7 / 12	・ ・ ・ 変 ・	12,000 円	4,380,000 円
6	〇〇 △△	円	円		円			円	円
		円	円		円			円	円
		円	円		円			円	円
		円	円		円			円	円
		円	円		円			円	円
		円	円	・ ・ 加 ・ 脱	円			円	円
小 計 合 計		21,291,675 円					小 計 合 計		21,170,000 円

給付基礎日額を変更する場合は、別途「給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)」を所轄監督署に提出してください。

⑨内訳名簿での加入・脱退はできません。

所轄監督署への「特別加入に関する変更届(様式第34号の8)」の提出が必要です。

上記のとおり報告します。

令和 6 年 6 月 3 日

一人親方等  
団体の名称 一人親方△△組合

所在地 静岡県葵区追手町△△

代表者指名 組合長 静岡 龍一

労働局用

# 記入例

## 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

記入例

令和 5 年度分

1 枚のうち 1 枚目

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	基幹番号					枝番号			
						府県	所掌	管轄	6	0	×	×	×	×
4	〇〇××	14,000 円	5 年 4 月 1 日 ～ 5 年 12 月 8 日	1 加入 ②脱退、自動消滅等	9 月	425,834 円								3,832,506 円
5	××△△	10,000 円	5 年 9 月 1 日 ～ 6 年 3 月 31 日	①加入 2 脱退、自動消滅等	7 月	304,167 円								2,129,169 円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日		月	円								円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日		月	円								円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日		月	円								円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日		月	円								円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日		月	円								円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日		月	円								円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日		月	円								円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日		月	円								円
計	2 人													5,961,675 円

上記のとおり報告します。

令和 6 年 6 月 3 日

郵便番号( 420 - )

電話番号( 054 - 254 - )

静岡 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住所 静岡市葵区追手町△△

事業主

氏名 一人親方△△組合  
組合長 静岡龍一

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

### 特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎 日 額	保険料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049



## 第2種特別加入保険料率表

事業又は作業の 種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入 保険料率(R5)	第2種特別加入 保険料率(R6)
特1	労災保険法施行規則第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	1000分の12	1000分の11
特2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の18	1000分の17
特3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の45	1000分の45
特4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52	1000分の52
特5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の7	1000分の6
特6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の14	1000分の14
特7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	1000分の48	1000分の48
特8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	1000分の3	1000分の3
特9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者等）	1000分の3	1000分の3
特10	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	1000分の3	1000分の3
特11	労災保険法施行規則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	1000分の3	1000分の3
特12	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	1000分の3	1000分の3
特13	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の3	1000分の3
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の15	1000分の14
特15	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の6	1000分の5
特16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の17	1000分の17
特17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の3	1000分の3
特18	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18	1000分の18
特19	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練事業者）	1000分の3	1000分の3
特20	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の9	1000分の9
特21	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の3	1000分の3
特22	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	1000分の5	1000分の5
特23	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	1000分の3	1000分の3
特24	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	1000分の3	1000分の3
特25	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	1000分の3	1000分の3

※表中の「労災保険法施行規則」は「労働者災害補償保険法施行規則」の略。

※令和6年1月末時点のデータです。

## 第2種特別加入（一人親方等）関連書類 ダウンロード方法

### 1 内訳名簿と申告内訳書

静岡労働局ホームページからダウンロード可能

静岡労働局ホームページ「各種法令・制度・手続き」内の「法令・様式集」をクリック

⇒「様式集」内の「(7) 労働保険関連様式」をクリック

⇒「3. 労働保険年度更新関係【特別加入（2種 3種）】」の下、  
リンク「[\(3\) 保険料算定基礎額内訳名簿、内訳書（第2種）](#)」

### 2 特例計算対象者内訳

厚生労働省ホームページからダウンロード可能

厚生労働省ホームページ「テーマ別に探す」内「政策分野別に探す」より **雇用・労働**  
の「労働基準」をクリック

⇒「施策情報」内の「労働保険の適用・徴収」をクリック

⇒「施策紹介」内の「労働保険に関する総合情報はこちら」をクリック

⇒「ダウンロード」の下、「●労働保険関係各種様式」をクリック

⇒リンク

[別紙様式第1号「特別加入保険料算定基礎特例計算対象者内訳」](#)

## 給付基礎日額の変更手続きについて(第二種・一人親方)

2種

翌年度の給付基礎日額変更を希望する場合は、①または②のどちらかで手続きが必要

### ① 前年度中に事前の申請を行う

(前年度の3月2日～3月31日)

本年度は2日が土曜日、31日が日曜日の為3月4日～3月29日 ※3月29日必着)

### ② 年度更新期間中に変更を行う (ただし、災害発生後の変更は不可)

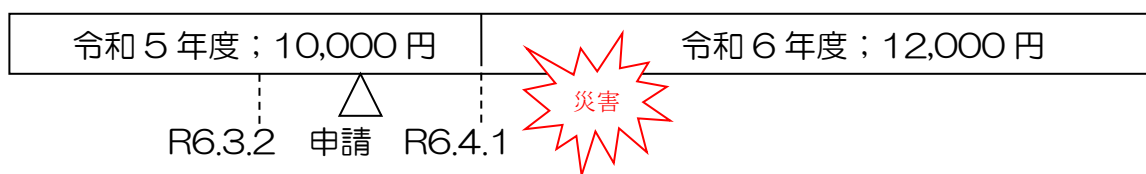
☆必ず「給付基礎日額変更申請書」を一人親方組合管轄の監督署に提出ください☆

(第1種、第3種とは異なり、保険料基礎内訳名簿への日額変更記載のみでは日額変更できません。)

※なお、日額変更申請書を提出した場合であっても、同時に保険料基礎内訳名簿の給付額区分の「変更」を○で囲み、変更を希望する給付基礎日額を記入してください。

例1) 令和6年3月4日から3月29日までの間に、令和6年度の給付基礎日額を10,000円から12,000円に変更を申請

→令和6年度に災害が発生した場合、給付基礎日額12,000円に基づいて給付。



例2) 令和6年度の年度更新期間中に令和6年度の給付基礎日額を10,000円から12,000円に変更を申請

→原則、令和6年4月1日にさかのぼって給付基礎日額を変更

注1) 申請前に災害が発生していた場合は、その後で給付基礎日額の変更を申請しても承認されません。この場合、令和6年度内に発生した災害に対する保険給付は全て、給付基礎日額10,000円に基づいて給付。



注2) 申請後に災害が発生した場合は、給付基礎日額12,000円に基づいて給付。

